

第3次 西ノ島町教育大綱

“ふるさと西ノ島”への愛着と誇りを
持った次代を担う人づくり



令和7年4月

西ノ島町

1. 大綱策定の背景

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、町長と教育委員会で構成する「西ノ島町総合教育会議」において、本町の実情に応じた教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の基本方針として定めるものです。

本町では、平成27年10月に「西ノ島町教育大綱」を策定し、教育行政を進めてきました。その後、令和2年度に策定した第2次教育大綱の期間が令和6年度に満了を迎えます。

「第3次西ノ島町教育大綱」の策定にあたっては、令和7年度を起点として「第6次西ノ島町総合振興計画」との整合性を図ってまいります。

2. 大綱の期間

本大綱は、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえ必要に応じ、総合教育会議において協議、調整を行い適宜見直していくものとします。

令和（年度）	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
西ノ島町総合振興計画	第5次	第6次西ノ島町総合振興計画										
西ノ島町教育大綱	第2次	第3次西ノ島町教育大綱										
国の教育振興基本計画	第4期教育振興基本計画											
県の教育振興基本計画		しまね教育振興ビジョン										

3. 教育の基本理念

“ふるさと西ノ島”への愛着と誇りを持った次代を担う人づくり

自分の夢を実現する子どもたちの育成を目指して、保こ小中の連携と魅力のある教育を推進します。

西ノ島に暮らし地域で支え合い、お互いに尊重しながら豊かな心を育ていけるよう、交流を通して絆を深める機会を創出し、「ふるさと西ノ島への愛着と誇りを持った次代を担う人づくり」を基本理念に、一層の教育行政の推進に取り組みます。

4. 大綱の基本目標と施策の推進

基本目標については、3つの目標を定め、施策を推進します。

目標1 未来の担い手を育む魅力ある教育の推進

西ノ島町の地域資源を活かした体験的な学びや地域社会との関わりを通し、ふるさと西ノ島への愛着を深める教育の推進を図ります。また、保こ小中の連携を図り一貫性をもった教育を進め、確かな学力を身に付け、たくましく生きる力をもった子供たちを育みます。

施策1 確かな学力を育む教育の推進

- ・小中一貫教育の充実
- ・質の高い学校教育の推進
- ・ICT 教育の推進及び充実
- ・外国語教育の充実
- ・地域を担う人づくり

施策2 豊かな心身を育む教育の推進

- ・ 健やかな心身を育む体験活動の充実
- ・ 学校給食及び食育の充実

施策3 ふるさとへの愛着と誇りを育む教育の推進

- ・ 地域の「ひと・もの・こと」を活用した体験的探究的なふるさと教育の充実
- ・ シオパーク学習の推進

施策4 教育環境の整備

- ・ 学校図書館の充実
- ・ 多様な教育ニーズへの支援体制の確立（特別支援教育、不登校児童生徒等への支援体制整備）
- ・ 進路保障の充実（奨学資金、入学助成金）
- ・ 保こ小中高の連携推進

目標2 心を豊かにする生涯を通じた学びの推進

ふるさとに暮らし、地域で支え合い、交流を通して絆を深め、夢や目標に向かって自分を磨ける社会教育、生涯学習及び社会体育・文化活動を推進します。

また、社会における様々な差別意識が解消されるように、学校教育や社会教育等を通じて、人権への理解を深め、国際社会でも輝ける人づくりを推進していきます。

施策1 自分を磨く社会教育の推進

- ・ 生きがいを感じられる社会教育の充実
- ・ 学習会等に対する支援
- ・ 住民ニーズに応じた多様な文化芸術に触れあう機会の充実

施策2 地域ふるさと教育の充実

- ・ 多世代交流活動の推進
- ・ 西ノ島の豊かな自然、固有の歴史・文化や地域人材への認識を深めるための学習の場の推進

施策3 いきいき暮らせる生涯スポーツの充実

- ・ ライフスタイルに応じた社会スポーツの体制整備
- ・ 生涯スポーツの充実のための支援体制の強化

施策4 国際社会人としての人権感覚の醸成

- ・ 学校・家庭・地域・職場等あらゆる場における人権教育の推進
- ・ 人権問題に関する相談体制の整備
- ・ 人権擁護意識の啓発

目標3 伝統・文化の継承

先人が残した伝統や文化を保存・活用し、次世代へ継承するために町民が、その価値の理解を深めることができるよう、学習や活動の場の設定、情報発信等を推進していきます。

施策1 文化財の保存・活用

- ・ 文化財や史跡の保護（維持管理）と周期的・計画的な保存修理
- ・ 地域文化の映像記録、文献等の保存
- ・ 文化財に精通した人材の育成
- ・ 観光につなげる文化財の活用の推進
- ・ 島外専門家との連携強化
- ・ 専門家ガイドの育成・確保
- ・ 郷土学習の推進

施策2 地域の伝統・文化の継承

- ・ ふるさと教育を通じた地域文化の体験学習の推進
- ・ 伝統や文化活動の継続に向けた支援体制の充実